

認可外の居宅訪問型保育事業者の 基準や監査手法等の検討の進め方 (案)

平成31年4月26日

認可外の居宅訪問型保育事業の基準や監査手法等の検討の進め方（案）

1 認可外保育施設の無償化の対象範囲

- 子ども・子育て支援法改正案では、本則で、幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設は、児童福祉法に基づく届出がされ、かつ、指導監督基準を満たすものとしているが、附則で、指導監督基準を満たさない施設も対象とする5年間の猶予期間を設けている。
- 改正法案の附則で、さらに経過措置期間の扱いを以下のように整理している。
 - ・ 経過措置期間中は、指導監督基準を満たしていない施設についても、無償化の対象とすることを原則とする。
 - ・ ただし、市町村が、当該市町村における保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、条例で、職員配置などに関する基準を設け、無償化の対象を当該基準を満たす施設に限ることができることとする。
- なお、改正法案には認可外保育施設の経過措置の扱いについて、施行後2年目途の検討規定が設けられている。

2 無償化の対象となる認可外の居宅訪問型保育事業の基準や監査手法等の検討の進め方

- 認可外保育施設については、職員の資格に関する基準として、1日に保育する乳幼児が6人以上の施設については、保育士又は看護師が1／3以上という基準がある。
これに対し、認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）については、児童福祉法の指導監督権限規定の運用のための指導監督基準（通知）はあるが、職員の資格や研修受講に関する基準がないことから、今般の無償化を契機に、認可外の居宅訪問型保育事業等の質の確保・向上を図る観点から、資格や研修受講に関する基準を創設するとともに、情報開示の在り方や標準的な監査手法についても検討することとしている。
- 本年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に向け、まず、新たに創設する資格や研修受講に関する基準について、早期に整理をお願いしたい。
- 現在も、居宅訪問型保育事業を含め、指導監督基準の適用がある、保育内容、健康管理・安全確保、利用者への情報提供、帳簿の備付け等については、個人・法人の事業者に応じた運用の徹底方法や、地方自治体による標準的な監査手法の在り方等について、5月以降、まず、厚生労働省において、地方自治体との意見交換も十分に行った上で、改めて、本専門委員会で検討していただきたい。